平成２７年（フ）第６０５号
福岡市中央区大濠２丁目12番８号
債務者　井手　孝浩
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６０８号
福岡市博多区博多駅南５丁目26番14―405号
債務者　木山芙美香
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６１３号
福岡市東区馬出４丁目４番23―305号
債務者　棚原　三留
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６１５号
福岡市西区下山門３丁目９番10―１号
債務者　園田　　瞳
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６１８号
福岡市西区内浜２丁目７番29―101号、前住所福岡市早良区原団地16番303号
債務者　重松　博文
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３０号
福岡県大野城市下大利団地43番504号、前住所福岡県大野城市下大利３丁目９番12号　コスモパレス103号
債務者　入江　　聖
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６４３号
福岡市早良区有田５丁目２番１―303号
債務者　古賀　年治
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６４４号
福岡市早良区有田５丁目２番１―303号
債務者　古賀　絹代
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６５１号
福岡市南区横手２丁目18番５―304号
債務者　八坂　光二
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６５８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈377番地　朝日３団地Ｂ―２号
債務者　柿本　厚子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６５９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈377番地　朝日３団地Ｂ―２号
債務者　柿本　和昭
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６７号
福岡市博多区東比恵３丁目18番４―505号、前住所北九州市小倉北区下到津５丁目10番21―701号
債務者　高田　光生
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６７７号
福岡市南区大楠３丁目12番14―303号
債務者　山本　英治
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４７号
佐賀県伊万里市大川町大川野3126番地
債務者　川端美和子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１１３号
茨城県水戸市松が丘１丁目３番28号エルディム岡崎Ｂ棟204号
債務者　村澤　達也
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1274番地５、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋118番地１　スウィート　アンジュ201
債務者　坂井　明子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２５２号
兵庫県姫路市市川台３丁目１番地　県公社市川団地２棟208号、申立時の住所兵庫県姫路市神屋町２丁目27番地１
債務者　関口　竜介
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部